セノー株式会社等に対する出資決定について

2010年6月1日 株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、本日、株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号。以下、「法」という。)第第28条第1項に規定する買取決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

セノー株式会社、株式会社セノテック、セノーメンテナンスサービス株式会社及び 株式会社アプセン(以下、これら4社を総称して「対象事業者」という。)

2. 出資決定に係る金額等

出資額 4億円

株式の種類 普通株式

株式の数 8,000株

株式の割合 100% (機構単独での出資)

*上記の出資額は、事業再生計画所定の会社分割によりセノー株式会社から全事業を承継する分割承継会社(以下「新会社」という。)の株式の取得価額と、新会社への出資額の合計額となります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣: 意見なし

厚生労働大臣: 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。